

株 主 各 位

福岡市中央区小笹五丁目22番34号

株式会社グリーンクロス

代表取締役社長 久保孝二

### 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月27日（木曜日）午後6時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成29年7月28日（金曜日）午前11時  |
| 2. 場 所          | 福岡市中央区薬院4-21-1<br>KKRホテル博多 2階 スピカ<br>(会場が前回と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第46期（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第46期（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）<br>計算書類報告の件                                      |
| 決議事項            | 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件<br>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件<br>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件<br>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.green-cross.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔平成28年5月1日から  
平成29年4月30日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国をはじめとする新興国の景気減速や、英国・米国の経済方針の転換等、先行きの不透明感が一段と増してきましたものの、政府の各種政策の効果等により、好調な企業収益を背景にした雇用情勢や所得環境の改善等、引き続き緩やかな景気回復の動きが見られました。

当社グループが関係する安全機材業界及びサインメディア業界におきましては、公共事業投資における補正予算の執行により、震災からの復興と創生に向けた事業や整備が着実に進捗して安定的な動きとなっており、加えて民間設備投資も横ばいから持ち直しへと移行する等、総体として底堅い動きの中で推移しております。

このような状況のもと、当社グループは経営理念に基づく総合安全産業立脚へと、物流システムの基盤拡充に向け、既設の鳥栖ロジスティクス及び関東ロジスティクスに加え、新たに南九州ロジスティクス、東海ロジスティクス、東北ロジスティクスを開設し、全国物流網の構築を進めてまいりました。また、営業拠点ネットワーク網の更なる強化により取引深耕化と地域シェア拡大に注力するとともに、サインメディア関連事業につきましても、インターネット事業の着実な進展による市場領域拡大、更に看板メンテナンスにかかる看板レスキュー業務の事業推進に努め、安全やサインメディアへの様々なニーズに広範囲かつ適切にお応えすべくグループ全体のシナジー効果の発揮へと営業体制を整えてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は13,398百万円（前期比17.4%増）、営業利益は1,165百万円（前期比17.6%増）、経常利益は1,175百万円（前期比15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は732百万円（前期比8.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、平成28年10月に千葉営業所、平成29年1月に東海ロジスティクス新設により岐阜営業所及びグリーンレンタル事業部東海営業所、平成29年4月に東北ロジスティクスの新設によりグリーンレンタル事業部東北営業所を開設しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は344百万円であります。その主なものは、インクジェット機また温水高压洗浄機の購入、岐阜県羽島市の土地・建物の取得等によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に土地建物の取得資金として、金融機関より長期借入金100百万円の調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、海外諸国の経済施策の動向や国際情勢の悪化による原油や為替変動リスク等の不安定要素があるものの、堅調な企業収益を背景に経済政策の下支えから個人消費の回復や設備投資の増加が見込まれ、景気は緩やかに回復していくと期待されます。

当社グループを取り巻く事業環境は、震災からの復興と創生に向けたインフラ整備事業への公共投資が引き続き見込まれるとともに、安全管理や環境に配慮した商品等の需要も高まっており、市場領域拡大と需要創造への機会も拡大しております。

このような状況のもと、当社グループの当面の課題は収益力向上に向けた営業力の格段の向上と社内教育システムの一層の充実化はもとより、当社独自のシステムインフラの最有効活用を促進し、社員各々の生産性向上を図るとともに、事務や物流システムの効率化、経費の削減等に努め、変化変容する外部環境に対してより強力な組織機能力の発揮に向けた役割・課題指向型の組織作りに邁進してゆくことであります。また、株式会社トレードとの連携のもとインターネットを通じた新たな市場を開拓し、シナジー効果の発揮へと努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 43 期 (平成26年4月期)	第 44 期 (平成27年4月期)	第 45 期 (平成28年4月期)	第 46 期 (当連結会計年度 (平成29年4月期))
売 上 高	9,768,433	10,401,881	11,410,912	13,398,041
経 常 利 益	986,067	1,007,005	1,021,153	1,175,807
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	533,445	640,184	678,017	732,343
1株当たり当期純利益	123円84銭	148円26銭	156円57銭	170円26銭
総 資 産	8,330,262	8,717,565	10,151,304	10,837,495
純 資 産	4,338,287	4,891,322	5,316,779	5,827,420
1株当たり純資産額	1,007円00銭	1,130円05銭	1,225円46銭	1,355円73銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 43 期 (平成26年4月期)	第 44 期 (平成27年4月期)	第 45 期 (平成28年4月期)	第 46 期 (当事業年度) (平成29年4月期)
売 上 高	9,552,579	10,209,280	10,705,826	11,986,827
経 常 利 益	955,934	980,591	1,077,464	1,157,615
当 期 純 利 益	503,651	614,096	747,290	750,559
1株当たり当期純利益	116円92銭	142円22銭	172円57銭	174円49銭
総 資 産	8,139,354	8,528,434	9,896,171	10,509,809
純 資 産	4,227,121	4,753,937	5,248,735	5,777,635
1株当たり純資産額	981円32銭	1,098円46銭	1,209円91銭	1,344円28銭

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
東亜安全施設株式会社	36,000千円	99.6%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
株式会社トレード	20,000千円	100.0%	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作

(7) 主要な事業内容 (平成29年4月30日現在)

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具等の安全機材用品の販売及びレンタル並びに各種サインメディアの製作販売を事業としております。

## (8) 営 業 所 (平成29年4月30日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	福岡市中央区	鳥 取 営 業 所	鳥 取 市
北九州支社	北九州市小倉北区	岡 山 営 業 所	岡 山 市 中 区
長崎支社	長崎県西彼杵郡	松 山 営 業 所	松 山 市
熊本支社	熊本市東区	高 松 営 業 所	高 松 市
大分支社	大 分 市	徳 島 営 業 所	徳 島 市
宮崎支社	宮 崎 市	高 知 営 業 所	高 知 市
鹿児島支社	鹿 児 島 市	姫 路 営 業 所	兵 庫 県 姫 路 市
久留米支社	福岡県久留米市	京 都 営 業 所	京 都 市 伏 見 区
広島支社	広島市安佐南区	名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 緑 区
山口支社	山 口 市	四 日 市 営 業 所	三 重 県 四 日 市 市
佐世保支社	長崎県佐世保市	静 岡 営 業 所	静 岡 市 葵 区
東京支社	東京都杉並区	岐 阜 営 業 所	岐 阜 県 羽 島 市
神戸支社	神戸市中央区	埼 玉 営 業 所	さいたま市北区
佐賀支社	佐 賀 市	関 東 営 業 所	埼 玉 県 久 喜 市
沖縄支社	沖縄県浦添市	横 浜 営 業 所	横 浜 市 鶴 見 区
大阪支社	大阪市住之江区	相 模 原 営 業 所	相 模 原 市 緑 区
仙台支社	仙台市太白区	千 葉 営 業 所	千 葉 市 中 央 区
郡山支社	福島県郡山市	石 巻 営 業 所	宮 城 県 石 巻 市
鹿屋営業所	鹿児島県鹿屋市	大 船 渡 営 業 所	岩 手 県 大 船 渡 市
人吉営業所	熊本県球磨郡	東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区
名護営業所	沖縄県名護市	グリーントータル事業部 本 部	佐 賀 県 鳥 栖 市
下関営業所	山口県下関市	グリーントータル事業部 関 東 営 業 所	埼 玉 県 久 喜 市
島根営業所	松 江 市	グリーントータル事業部 東 海 営 業 所	岐 阜 県 羽 島 市
福山営業所	広島県福山市	グリーントータル事業部 東 北 営 業 所	宮 城 県 登 米 市

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
グリーンメディア事業部 本 部	福 岡 市 中 央 区	グリーンメディア事業部 東 京 営 業 所	東 京 都 中 央 区

(注) 決算期後の事務所の移動

平成29年5月1日付をもって名古屋営業所から名古屋支社に名称変更しております。

### (9) 従 業 員 の 状 況 (平成29年4月30日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
602名	69名増

(注) 上記の他、平成29年4月30日現在パート22名が在籍しております。

#### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
566名	66名増	38.4歳	6.3年

(注) 上記の他、平成29年4月30日現在パート20名が在籍しております。

### (10) 主 要 な 借 入 先 (平成29年4月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	438,600千円
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	360,848千円
(株) 福 岡 銀 行	103,314千円
(株) 十 六 銀 行	90,004千円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,050,500株
- (2) 発行済株式の総数 4,512,640株(自己株式214,940株を含みます。)
- (3) 株 主 数 1,841名
- (4) 1単元の株式数 100株
- (5) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
青 山 悦 子	445,787株	10.37%
グリーンクロス社員持株会	404,200	9.40
柴 田 泰 三	256,000	5.95
東 條 優	176,741	4.11
井 上 愛	176,741	4.11
中 野 淑	176,741	4.11
BBH FOR FIDELITYPURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITES FUND	170,400	3.96
(株)西日本シティ銀行	128,000	2.97
新 海 秀 治	108,700	2.52
梶 田 法 義	100,100	2.32

(注) 持株比率は、自己株式(214,940株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。



### 3. 新株予約権等の状況（平成29年4月30日現在）

当社役員が保有する新株予約権の状況

	平成26年9月10日取締役会決議 (第3回付与分)
保有人員及び新株予約権の個数 当社取締役（社外取締役を除く）	5名 469個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	46,900株
新株予約権の発行価額	1個当たり700円
新株予約権の払込金額	1株当たり915円
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日から 平成31年9月30日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者は、割当日から新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に、主たる証券取引所における当社普通株式終値の1月間（当日を含む直近の20営業日）の平均株価（1円未満切り上げ）が一度でも行使価額に40%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である平成31年9月30日までに行使しなければならないものとする。</p>

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保 孝 二	東亜安全施設株式会社代表取締役 株式会社トレード代表取締役
代表取締役専務	岩 永 直 文	グリーンメディア事業部長
常務取締役	新 田 将 司	東 日 本 統 括
取 締 役	中 本 堅 太 郎	営 業 部 長
取 締 役	松 本 光 一 郎	管 理 部 長
取 締 役	岡 本 英 利	株式会社オン・アンド・オン代表取締役
常勤監査役	首 藤 英 樹	公 認 会 計 士
監 査 役	山 崎 健 治	公 認 会 計 士
監 査 役	住 吉 良 久	

- (注) 1. 取締役岡本英利氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役首藤英樹氏は、平成28年7月27日開催の第45期定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
3. 常勤監査役首藤英樹、監査役山崎健治及び住吉良久の3氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役首藤英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役山崎健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役住吉良久氏は、経営者としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、常勤監査役首藤英樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(参考) 当社は執行役員制度を導入しております。

平成29年4月30日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

執行役員 永尾弘幸 営業副本部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	127,314 (1,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	9,690 (9,690)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	137,004 (11,490)

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内であります。  
(平成24年7月26日 第41期定時株主総会決議)
2. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額25,000千円以内であります。  
(平成24年7月26日 第41期定時株主総会決議)

## (3) 社外役員に関する事項

### ①取締役

岡本英利氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は株式会社オン・アンド・オンの代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会20回中14回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### ②監査役

(a) 首藤英樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において選任後に開催された取締役会14回及び監査役会4回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行うとともに、各部署に対する実地調査等の活動を行いました。

(b) 山崎健治氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会20回中15回に、また監査役会4回全

てに出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(c) 住吉良久氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会20回中5回に、また監査役会4回全てに出席し、具体的な提言・助言により他の監査役と必要な討議を行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第26条及び第35条の規定に基づき社外取締役である岡本英利氏との間で、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。

この責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失が無い場合、その負担額は法令の定める限度額の範囲内とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 18,000千円

公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の  
合計額 -千円

合計 18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

18,000千円

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 6. 会社の体制及び方針並びに運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、管理部担当取締役をその責任者として管理部総務課においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同課を中心に役職員への教育等を行うこととしております。

また、取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行に係る意思決定をより適正なものとするため、経営に精通し独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任しております。

内部監査室は、総務課と連携し、コンプライアンスの状況について監査し、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

さらに、役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに総務課、常勤監査役または社外弁護士等に通報（匿名も可）報告する体制を構築しております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこととしております。

##### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総合的に管理していきます。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査室は、各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築します。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督等を行います。

ロ. 毎年3月に取締役、執行役員及び拠点長、部門長をメンバーとした経営目標（戦略）体系策定会議を開催し、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行していきます。

ハ. 当社の基幹システムであるSASシステムを活用し、月次、四半期業績管理を実施しております。

ニ. 経営目標（戦略）体系推進会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施を行っております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社総務課はこれらを横断的に推進し、管理しております。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

この場合、取締役は監査役の意見を聴取し、内部監査室長その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定するものとします。

また、監査役は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

また、監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取します。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査役会に対して、法定の事項に加えて当社及び当社子会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス、総務課への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備し、その報告は、管理部担当取締役が常勤監査役に対して、適時迅速に行うものとしております。

なお、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう内部通報制度運用規程に基づき、当該報告者を適切に保護します。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査役会に対して、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証しております。

なお、監査役は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業倫理規程において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対して、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを基本方針として明確化しています。

また、企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集等を行うとともに、警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社は、当社及び当社グループにおいて、コンプライアンス推進事務局を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営会議への報告により管理徹底を図っております。

② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

③ 当社の取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議を行っております。

また、定期的に経営会議を開催し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する対策についての検討を行い、業務執行の効率性を確保しております。

④ 代表取締役と監査役会は定期的な会合を実施して、監査役との意思の疎通を図り、また、内部監査室と監査役は連絡会議を定期的に行い、情報交換等を行い、連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしていません。



## 連結貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	[ 6,819,855]	<b>流動負債</b>	[ 4,280,708]
現金及び預金	1,433,211	支払手形及び買掛金	2,949,565
受取手形及び売掛金	2,980,606	1年内返済予定の長期借入金	369,984
商 品	1,482,437	リ ー ス 債 務	30,097
レ ン タ ル 品	620,998	未 払 金	108,935
貯 蔵 品	136,540	未 払 費 用	125,663
繰延税金資産	121,846	未払法人税等	266,489
そ の 他	68,347	未払消費税等	70,444
貸倒引当金	△ 24,131	賞与引当金	285,600
<b>固定資産</b>	[ 4,017,639]	役員賞与引当金	23,000
<b>有形固定資産</b>	( 2,888,170)	そ の 他	50,930
建物及び構築物	757,006	<b>固定負債</b>	[ 729,366]
機械装置及び運搬具	23,470	長期借入金	622,782
工具・器具及び備品	201,596	リ ー ス 債 務	83,581
土 地	1,906,096	繰延税金負債	7,907
<b>無形固定資産</b>	( 655,100)	そ の 他	15,096
ソフトウェア	11,481	<b>負債合計</b>	5,010,075
の れ ん	635,064	(純資産の部)	
電話加入権	8,555	<b>株主資本</b>	[ 5,730,097]
<b>投資その他の資産</b>	( 474,368)	資 本 金	697,266
投資有価証券	378,565	資 本 剰 余 金	679,894
長期貸付金	5,304	利 益 剰 余 金	4,507,620
破産更生債権等	32,091	自 己 株 式	△ 154,684
長期前払費用	2,928	その他の包括利益累計額	[ 96,424]
繰延税金資産	1,424	その他有価証券評価差額金	96,424
そ の 他	87,144	<b>新株予約権</b>	[ 328]
貸倒引当金	△ 33,091	<b>非支配株主持分</b>	[ 570]
<b>資産合計</b>	10,837,495	<b>純資産合計</b>	5,827,420
		<b>負債純資産合計</b>	10,837,495

## 連結損益計算書

〔自 平成28年 5月 1日〕  
〔至 平成29年 4月 30日〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,398,041
売 上 原 価		8,099,159
売 上 総 利 益		5,298,881
販売費及び一般管理費		4,133,063
営 業 利 益		1,165,817
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	360	
受 取 配 当 金	3,769	
投資事業組合運用益	6,672	
助 成 金 収 入	6,644	
雑 収 入	10,430	27,877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,480	
為 替 差 損	6,453	
雑 損 失	4,953	17,887
経 常 利 益		1,175,807
税金等調整前当期純利益		1,175,807
法人税、住民税及び事業税	443,363	
法人税等調整額	143	443,507
当 期 純 利 益		732,300
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 43
親会社株主に帰属する当期純利益		732,343

## 連結株主資本等変動計算書

〔自 平成28年 5月 1日〕  
〔至 平成29年 4月 30日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	697,266	675,240	3,970,473	△ 85,556	5,257,424
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 195,196		△ 195,196
親会社株主に帰属する 当期純利益			732,343		732,343
自己株式の取得				△ 85,680	△ 85,680
自己株式の処分		4,653		16,552	21,205
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	4,653	537,147	△ 69,127	472,673
当 期 末 残 高	697,266	679,894	4,507,620	△154,684	5,730,097

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	58,252	58,252	489	613	5,316,779
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 195,196
親会社株主に帰属する 当期純利益					732,343
自己株式の取得					△ 85,680
自己株式の処分					21,205
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	38,171	38,171	△161	△ 43	37,967
当期変動額合計	38,171	38,171	△161	△ 43	510,640
当 期 末 残 高	96,424	96,424	328	570	5,827,420

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

東亜安全施設株式会社  
株式会社トレード

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

[有価証券]

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

[たな卸資産]

商 品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

レンタル品

総平均法又は個別法による原価から減耗費を控除する方法

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

[有形固定資産]（リース資産を除く）

定 率 法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～45年

[無形固定資産] (リース資産を除く)

定 額 法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

[リース資産]

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

[貸倒引当金]

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

[賞与引当金]

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

[役員賞与引当金]

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形の裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高 8,445千円

(2) 連結会計年度末満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 80,545千円

支払手形 11,587千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 45,848千円

土 地 632,801千円

---

計 678,650千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 369,984千円

長期借入金 622,782千円

---

計 992,766千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

1,035,112千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	4,512,640株	4,512,640株

#### (2) 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	174,940株	214,940株

(注) 普通株式の自己株式の増加63,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

普通株式の自己株式の減少23,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年7月27日 定時株主総会	普通株式	195,196	45.00	平成28年4月30日	平成28年7月28日

② 基準日が当連結会計年度に帰属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年7月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額……………197,694千円

(ロ) 1株当たり配当額……………46.00円

(ハ) 基準日……………平成29年4月30日

(ニ) 効力発生日……………平成29年7月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	69,900株	46,900株

(注) 新株予約権の減少23,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金の使途は設備資金及び子会社株式の取得資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,433,211	1,433,211	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,980,606	2,980,606	—
(3) 投資有価証券	204,623	204,623	—
資産合計	4,618,441	4,618,441	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,949,565	2,949,565	—
(2) 未払法人税等	266,489	266,489	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	992,766	995,779	3,013
負債合計	4,208,820	4,211,833	3,013

##### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項 資産

###### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

###### (3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所等の価格によっております。

##### 負債

###### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

###### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額50,253千円）及び投資事業組合への出資金（連結貸借対照表計上額123,688千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,355円73銭
(2) 1株当たり当期純利益	170円26銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	[ 6,201,618]	<b>流動負債</b>	[ 4,005,796]
現金及び預金	1,014,811	支払手形	1,584,611
受取手形	973,170	買掛金	1,180,730
売掛金	1,851,406	1年内返済予定の長期借入金	369,984
商 品	1,465,562	リース債務	30,097
レンタル品	620,998	未払金	108,900
貯 蔵 品	126,607	未払費用	116,145
前払費用	43,756	未払法人税等	222,933
繰延税金資産	110,676	未払消費税等	61,119
その他	18,627	預り金	33,508
貸倒引当金	△ 24,000	賞与引当金	268,000
<b>固定資産</b>	[ 4,308,190]	役員賞与引当金	23,000
<b>有形固定資産</b>	( 2,874,204)	その他	6,767
建 物	706,858	<b>固定負債</b>	[ 726,376]
構 築 物	46,995	長期借入金	622,782
機械及び装置	7,210	リース債務	83,581
車両運搬具	9,533	繰延税金負債	7,907
工具・器具及び備品	197,510	その他	12,106
土 地	1,906,096	<b>負債合計</b>	4,732,173
<b>無形固定資産</b>	( 18,343)	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	10,356	<b>株主資本</b>	[ 5,680,882]
電話加入権	7,987	資本金	697,266
<b>投資その他の資産</b>	( 1,415,642)	資本剰余金	( 679,894)
投資有価証券	378,565	資本準備金	660,866
関係会社株式	948,155	その他資本剰余金	19,027
従業員長期貸付金	5,304	<b>利益剰余金</b>	( 4,458,406)
破産更生債権等	32,091	利益準備金	52,300
長期前払費用	2,928	その他利益剰余金	4,406,106
その他	81,687	別途積立金	3,550,000
貸倒引当金	△ 33,091	繰越利益剰余金	856,106
<b>資産合計</b>	10,509,809	<b>自己株式</b>	△ 154,684
		評価・換算差額等	[ 96,424]
		その他有価証券評価差額金	96,424
		<b>新株予約権</b>	[ 328]
		<b>純資産合計</b>	5,777,635
		<b>負債純資産合計</b>	10,509,809

## 損 益 計 算 書

〔自 平成28年 5月 1日〕  
〔至 平成29年 4月 30日〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,986,827
売 上 原 価		7,096,784
売 上 総 利 益		4,890,042
販売費及び一般管理費		3,765,086
営 業 利 益		1,124,956
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	358	
受 取 配 当 金	3,769	
経 営 指 導 料	14,772	
受 取 家 賃	8,880	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6,672	
助 成 金 収 入	6,644	
雑 収 入	9,449	50,546
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,480	
為 替 差 損	6,453	
雑 損 失	4,953	17,887
経 常 利 益		1,157,615
税 引 前 当 期 純 利 益		1,157,615
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	399,822	
法 人 税 等 調 整 額	7,233	407,055
当 期 純 利 益		750,559

## 株主資本等変動計算書

〔自 平成28年 5月 1日〕  
〔至 平成29年 4月 30日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	697,266	660,866	14,373	675,240	52,300	3,000,000	850,743	3,903,043	△ 85,556	5,189,993
当事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						550,000	△550,000	—		—
剰余金の配当							△195,196	△ 195,196		△ 195,196
当期純利益							750,559	750,559		750,559
自己株式の取得									△ 85,680	△ 85,680
自己株式の処分			4,653	4,653					16,552	21,206
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										
当事業年度中の変動額合計	—	—	4,653	4,653	—	550,000	5,363	555,363	△ 69,127	490,889
当 期 末 残 高	697,266	660,866	19,027	679,894	52,300	3,550,000	856,106	4,458,406	△154,684	5,680,882

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	58,252	58,252	489	5,248,735
当事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△ 195,196
当期純利益				750,559
自己株式の取得				△ 85,680
自己株式の処分				21,206
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	38,171	38,171	△161	38,010
当事業年度中の変動額合計	38,171	38,171	△161	528,900
当 期 末 残 高	96,424	96,424	328	5,777,635

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

[子会社株式及び関連会社株式]

移動平均法による原価法

[その他有価証券]

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

##### ② たな卸資産

[商品]

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

[レンタル品]

総平均法又は個別法による原価から減耗費を控除する方法

[貯蔵品]

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～45年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 当事業年度末満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末満期手形が、事業年度末残高に含まれております。

受取手形	80,545千円
支払手形	11,587千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	45,848千円
土地	632,801千円
計	678,650千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	369,984千円
長期借入金	622,782千円
計	992,766千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 979,412千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	8,000千円
② 短期金銭債務	20,080千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

42,275千円

仕入高

90,273千円

営業取引以外の取引による取引高

23,824千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	174,940株	214,940株

(注) 普通株式の自己株式の増加63,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

普通株式の自己株式の減少23,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認

12,418千円

賞与引当金

89,337千円

貸倒引当金繰入限度超過額

17,460千円

減損損失

3,581千円

ゴルフ会員権評価損

6,181千円

投資有価証券評価損

9,696千円

その他

6,408千円

繰延税金資産合計

145,084千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△42,315千円

繰延税金負債合計

△42,315千円

繰延税金資産の純額

102,768千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,344円28銭

(2) 1株当たり当期純利益

174円49銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

なお、千円未満の端数については、切捨てにより表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

株式会社グリーンクロス  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬場正宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城戸昭博 ㊞

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンクロス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

株式会社グリーンクロス  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬場 正宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城戸 昭博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月30日

株式会社グリーンクロス 監査役会

常勤監査役 首藤 英樹 ㊟

監査役 山崎 健治 ㊟

監査役 住吉 良久 ㊟

(注) 監査役首藤英樹、監査役山崎健治及び監査役住吉良久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、安定的かつ継続的な配当を基本として、経営環境の変化や中長期的視野に立った上での今後の事業展開、更には企業体質の強化等を総合的に勘案のうえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金46円

配当総額197,694,200円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年7月31日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 550,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 550,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の公正性、透明性及び効率性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 会計監査人の重要性に鑑み、会社法に則り会計監査人にかかる規定を新設(変更案第30条～第33条)するものであります。
- (3) 上記のほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更及び第5条の字句を一部修正し条文の整備を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条(条文省略) (機関)	第1条～第3条(現行どおり) (機関)
第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (公告方法)	第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u> (公告方法)
第5条 当社の公告方法は、電子 <u>広告</u> により <u>行なう</u> 。但し、事故その他止むを得ない事由によって電子 <u>広告</u> をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行 <del>う</del> 。	第5条 当社の公告方法は、電子 <u>公告</u> により <u>行</u> う。た <u>だ</u> し、事故その他止むを得ない事由によって電子 <u>公告</u> をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行 <del>う</del> 。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)  <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)  (削 除)</p> <p>第 7 条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)</p> <p>第20条～第21条（条文省略） （取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条（条文省略） (新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条（条文省略） 第5章 監査役及び監査役会 (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第19条～第20条（現行どおり） （取締役会の招集通知）</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条～第23条（現行どおり） <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条（現行どおり） 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第27条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(員数)</u>  <u>第27条 当社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u>  <u>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u>  <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p align="center"><u>第6章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u></p>
(新 設)	<p><u>第30条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(任期)</u> <u>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>(報酬等)</u> <u>第32条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u> <u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p align="center">第6章 計 算</p> <p><u>36条 (条文省略)</u></p>	<p align="center">第7章 計 算</p> <p><u>第34条 (現行どおり)</u></p>
(新 設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p><u>第37条～第39条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第36条～第38条 (現行どおり)</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、第46期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
1	<p style="text-align: center;">く ぼ こ う し 久 保 孝 二 (昭和46年2月1日生)</p>	<p>平成10年7月 当社入社</p> <p>平成14年5月 久留米支社長</p> <p>平成16年5月 営業開発部次長</p> <p>平成17年5月 執行役員 営業開発部長</p> <p>平成20年7月 取締役 執行役員 営業開発部長</p> <p>平成23年4月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>東亜安全施設株式会社代表取締役 株式会社トレード代表取締役</p>	44,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	新田将司 (昭和46年7月16日生)	平成12年10月 当社入社 平成13年5月 徳島営業所長 平成16年5月 第5ブロック長兼徳島営業所長 平成20年7月 執行役員 第5ブロック長兼徳島営業所長 平成21年5月 執行役員 第5ブロック長兼松山営業所長 平成23年7月 常務取締役 平成23年10月 常務取締役 東京支社長 平成25年5月 常務取締役 東日本統括（現任）	5,400株
3	中本堅太郎 (昭和47年2月11日生)	平成9年2月 当社入社 平成14年5月 第4ブロック長兼広島支社長 平成20年7月 執行役員 第4ブロック長兼広島支社長 平成23年7月 取締役 第4・第5ブロック統括 平成24年11月 取締役 営業部長（現任）	8,900株
4	松本光一郎 (昭和49年7月5日生)	平成15年3月 当社入社 平成20年5月 管理本部財務課課長代理 平成23年4月 執行役員 管理部長兼財務課長 平成24年7月 取締役 管理部長（現任）	3,000株
5	岡本英利 (昭和31年6月7日生)	昭和60年7月 日本コンピューター開発(株)入社 平成2年3月 (株)ソニープロキュアメントサービス入社 平成8年9月 (株)エルテックス入社 平成9年9月 同社取締役 平成21年9月 同社専務取締役 平成24年9月 同社取締役社長 平成26年1月 (株)オン・アンド・オン設立 代表取締役（現任） 平成27年7月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] (株)オン・アンド・オン代表取締役	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡本英利氏は、社外取締役候補者であります。  
岡本英利氏につきましては、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。岡本英利氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験とIT分野にも精通されているなど、経営上求められる判断力、識見などを有しておられ、客観的視点から当社経営に対する監督と助言をいただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は当社の使用人の三親等以内の親族であります。
3. 当社は、岡本英利氏の選任が承認された場合、同氏との間に締結している、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	しゅとうひでき 首藤英樹 (昭和47年8月3日生)	平成14年10月 中央青山監査法人入所 平成18年12月 公認会計士登録 平成19年8月 如水監査法人設立 代表社員就任 平成25年10月 みらいコンサルティング株式会社入社 平成28年7月 当社監査役(現任)	0株
2	やま さき けん じ 山崎健治 (昭和25年9月1日生)	昭和48年4月 大和証券株式会社入社 昭和61年10月 青山監査法人入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成5年4月 山崎公認会計士事務所設立 平成5年7月 当社監査役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	すみ よし よし ひさ 住 吉 良 久 (昭和21年8月9日生)	昭和47年10月 児島産業創業 昭和48年11月 児島産業株式会社設立 代表取締役就任 昭和63年3月 株式会社児島産業岡山設立 代表取締役就任 平成3年4月 玉野市議会議員当選 平成7年4月 岡山県議会議員当選 通算6期(現任) 平成20年7月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 首藤英樹、山崎健治、住吉良久の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 首藤英樹氏につきましては、当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。同氏は公認会計士として財務及び会計における高度な専門性を有しておられ、当社の経営に独立性と透明性の高い監視機能を發揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏の選任に伴い福岡証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
4. 山崎健治氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって24年であります。同氏は公認会計士として豊富な経験と専門的知識を有しておられ、企業経営の健全性と透明性等について助言を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 住吉良久氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。同氏は、経営者としての豊富な経験と社会貢献への深い見識を有しておられ、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年7月26日開催の第41期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議され今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮して、年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮して、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

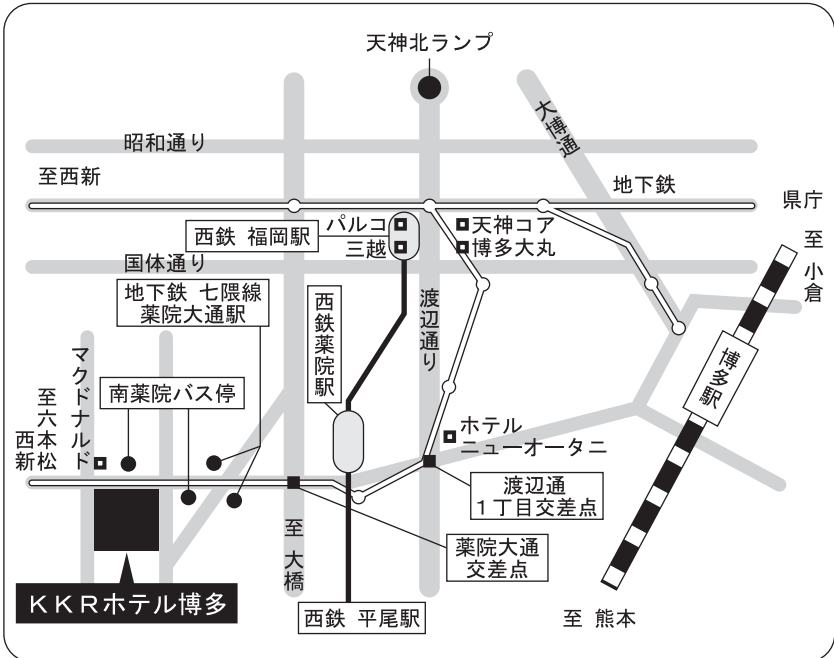
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 定時株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区薬院4-21-1

KKRホテル博多 2階 スピカ

電話 092-521-1361



- バス 博多駅（博多口）を出て左方向、「KITTE博多」前の【BCDのりば】より 9・10・11・15・16・17のバスで約15分、【南薬院バス停】降車スグ
- 車 都市高速【天神北】ランプ下車、渡辺通りを直進、【渡辺通一丁目】交差点から右折5分
- 地下鉄 地下鉄七隈線【薬院大通駅】下車 1番出口を出て徒歩5分